

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の国土交通省関係政令等について所要の規定の整備を行うものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）
- 二 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）
- 三 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第三条関係）
- 四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）
- 五 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）
- 六 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）
- 七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）
- 八 筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四十五年政令第二百四十号）

- 九 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）
- 十 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）
- 十一 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）
- 十二 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）
- 十三 多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第九十四号）
- 十四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）
- 十五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）
- 十六 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）
- 十七 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）
- 十八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）

（本則関係）

（附則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。